

社会保険 とっとり

2025 10

vol.654

今月の記事

日本年金機構 年金事務所からのお知らせ

- 厚生年金保険
養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届」の添付書類省略のお知らせ
- 11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です！

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

- 12月2日以降はマイナ保険証で受診
- 教授の「職場の健康づくり研究室」 第137回 ～父と投網のこと～

社会保険協会からのお知らせ

- 広報紙「社会保険とっとり」は、令和8年4月から完全ネット化に移行します！
- カレンダー無償配布のご案内
- 鳥取支部「イキイキ健康づくりボウリング大会」の結果
- 米子支部「イキイキ健康づくりゴルフ大会」の結果



かたつむり (水彩画)

(鳥取県美術家協会理事 福田典高氏)

日本年金機構 年金事務所からのお知らせ

「厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例 申出書・終了届」の添付書類省略のお知らせ

「厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届」には、身分関係を明らかにするために戸籍謄本又は戸籍抄本(以下「戸籍抄本等」という。)の添付が必要でしたが、取り扱いが一部変更となり、添付省略ができるようになりました。

従前の取り扱い

- 申出者と養育する子の身分関係(親子関係)を明らかにするため、戸籍抄本等の添付が必要。
- 申出者が世帯主であり、申出者と養育する子の身分関係が確認できる場合は、住民票の写しで代用できる。

変更後の取り扱い (令和7年1月から様式変更)

以下①、②のいずれかに該当する場合は、戸籍抄本等の添付省略ができる。

- ① 事業主が戸籍抄本等で申出者と養育する子の身分関係を確認し、「⑩事業主続柄確認」の「確認済み」の□に✓を付している場合
- ② 申出者と養育する子に日本の国籍があり、双方の個人番号が記入されている場合

①「確認済み」の□に✓を付す。

※下記ポイントに記載のとおり、✓を付した場合でも、住民票の写し(養育する子の生年月日及び申出者と養育する子が同居していることを確認する書類)の添付は省略できない。

② 申出者と養育する子双方の個人番号を記入する。
※下記ポイントに記載のとおり、この場合は住民票の写しの添付も省略できる。

ポイント

変更後の添付書類の取り扱いは以下のとおりです。

	戸籍抄本等 (申出者と養育する子の 身分関係を明らかにする書類)	住民票の写し (養育する子の生年月日及び申出者と養育する子が 同居していることを確認する書類)
上記①に該当する場合	不要	必要(※1)
上記②に該当する場合	不要(※3)	不要(※2)
上記①及び②に該当する場合	不要	不要

(※1) 上記①により添付省略ができるのは戸籍抄本等のみのため、住民票の写しの添付は必要です。

(※2) 上記②に該当する場合、住民票の写しの添付も省略できます。

(※3) ②により戸籍抄本等の添付省略した場合、審査完了まで1カ月程度期間を要する場合があります。

お急ぎの場合は、事業主による確認又は戸籍抄本等を添付のうえ、ご提出をお願いします。

11月は「ねんきん月間」、 11月30日は「年金の日」です！



日本年金機構は、厚生労働省と協力して、国民の皆さまが公的年金を身近で大切なものとして考え、年金制度に対する理解を深めていただくよう、本年度も11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度の周知・啓発活動を展開します。

。主な活動予定

- ◎日本年金機構ホームページ内に「ねんきん月間」ページを設置します。
- ◎「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ受賞作品を日本年金機構ホームページに公表します。過去受賞作品のエッセイアニメーション動画を厚生労働省YouTubeへアップロード及び日本年金機構ホームページに掲載します。
- ◎家族で年金を考えてみる(世代間の支えあい)をテーマとして、鳥取年金事務所において「こども絵画展」を実施します。
- ◎年金委員表彰式を開催します。(関係者のみ)

また、11月30日の「年金の日」は、国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的にしています。

なお、令和7年度の「年金の日」(11月30日)は日曜日ですが、全ての年金事務所で年金相談を実施します。



ねんきんネット



https://www.nenkin.go.jp/n_net/



スマホでアクセス



お問合せ先

鳥取年金事務所

鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所

倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所

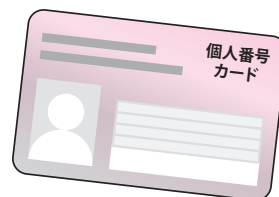
米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

12月2日以降はマイナ保険証で受診



協会けんぽに加入している被保険者本人です。
12月2日以降は健康保険証が使えなくなると聞きましたが、保険証が使えなくなったら病院等で保険証の代わりに何を提示したらよいのでしょうか？



12月2日以降は医療機関等でマイナ保険証等を提示することで、保険診療を受けることができます。この機会にマイナ保険証が有効な状態かマイナポータルから登録状況をご確認いただくことをお勧めします。

CASE 1 マイナ保険証を持っている人

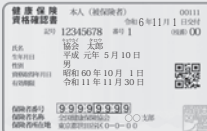


病院等でマイナ保険証をカードリーダーで読み取ってください。



マイナンバーカードの**電子証明書**の有効期限にご注意ください。
有効期限満了までに更新手続きを行ってください。

CASE 2 資格確認書を持っている人



病院等の窓口で資格確認書をご提示ください。

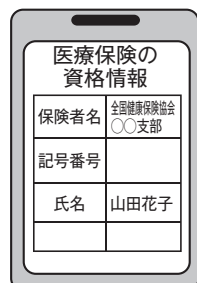
マイナ保険証の利用ができない方で、資格確認書が手元にない方は「資格確認書交付申請書」を保険者へご提出ください。

こんな時は…

マイナ保険証でオンライン資格確認ができないとき

病院等でオンライン資格確認が利用できない場合は以下を病院等でご提示ください。
※資格情報のお知らせのみでは保険診療を受けられません。

マイナポータル+マイナ保険証



+



または

資格情報のお知らせ+マイナ保険証

資格情報のお知らせ	
記号	01010101
番号	0000001 枝番 00
指名	協会 太郎
生年月日	昭和 40 年 10 月 1 日
資格取得年月日	昭和 60 年 10 月 1 日
保険者番号	01010016
保険者名称	全国健康保険協会〇〇支部

+



【お問い合わせ先】協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル TEL:0570-015-369

お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階



最新の情報は
公式LINEやメール
マガジンで配信中
ご登録はこちら▶



メールマガジン



公式LINE



第137回 父と投網のこと

子どもの頃、よく祖父と父に連れられて近くの千代川に鮎とりに出かけた。父は投網で、祖父は釣り専門だったが、子ども心に黒々と流れる川がとても怖かった。父は海も好きで、よく海水浴場の端っこの岩場に連れていかれた。海は青黒く見え、その奥に何があるのかわからない不気味さが怖かった。でも大人になってみると、あの頃の父の気持ちがよくわかる。砂浜は生き物が少なくつまらない、岩場のほうが魚影も濃くて面白いのだ。私の子どもがまだ小さいとき、島根半島の海水浴場へ出かけ、端っこの岩場探検をしたものだ。海のなかの魚や貝などを眺めているのが楽しい。結局、私は父と同じことをしていたのだった。

▼投網をとりだして

父はとにかく投網が大好きで、川から戻ると、採れたての鮎を新聞紙の上に並べて写真を撮っていた。父の遺品を整理したとき、大切にしまひ込まれていた投網を見つけた。一緒に川に行っていた頃の記憶がよみがえり、がぜん自分で投網をやってみたくなった。投網といっても、まず投げ方がわからないし、鮎をとるには鑑札免許が必要らしい。インターネットで投網の投げ方を練習し、釣具屋で鑑札を手に入れ、ついに川デビューとなった。おそろおそろ、川べりから投網をうってみる。「よし、うまく広がった、これで鮎が入っていれば完璧」なのだが、そううまく事は運ばない。投網を打っても打っても一向に鮎がとれないと、心がくじけてくる。投網の好きな人に相談すると、網を打ってそのまま水中眼鏡で観察し、鮎を手でおさえこむのだとアドバイスされて、ようやく合点がいった。投網もなかなか奥が深いのである。それから一人で川を渡り歩いて投網を打ち、水中を覗いては鮎をおさえるようになった。川の時間になじんでくると心身が生き返り、俗世のことはすべて忘れてしまう。ああそういうことか、だから父はいつも川に通っていたんだ。

▼父と同じ年齢になって

月日は流れ、自分も60代半ばとなり、父の亡くなった年齢を超えた。東京から孫たちが里帰りするということで、久しぶりに投網をやってみる気になった。孫はまだ小学校に入ったばかりで、川は危ないので、砂浜で投網を打つ姿を見もらうことにした。夕暮れ時に孫たちと海へ出かける。海水浴客のいない砂浜から海に向けて投網を放つ。静かな水面に投網のさざ波が広がっていく、孫たちが網を引っ張る、濃厚な潮のにおいがして、はるか遠くに大山が見える。魚は一匹もとれないけれど、深い充実感がある。上の女の子は何度投網を打っても魚が取れないので、「もういいかい、もういいかい」とせがんでやめようとしなない。本当は海水浴場の砂浜で魚が採れることなど滅多にないのだけれど。魚とりには「なかなかとれないからこそ、面白い」という逆説がある。自分で苦労してやってみて、失敗したり成功したり、そういう経験があつてこそ楽しみは深くなるのだ。孫たちは二度と投網に触れることはないかもしれない。でも、あの夏の日の夕暮れどきの、砂浜の風景や海風のにおい、そして投網を引く重さを、いつか思い出してほしいと願うのである。



鳥取大学医学部
地域医療学講座
教授

谷口 晋一
(たにぐち しんいち)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ 鳥取県社会保険協会 [検索](#)

「社会保険とっとり」は、ホームページに過去1年分を掲載しております。

広報紙「社会保険とっとり」は、 令和8年4月から完全ネット化に移行します

令和8年3月をもって郵送を廃止します。

広報紙「社会保険とっとり」は、令和8年4月から完全ネット化に移行します。
ネット配信先を登録されていない事業所様は、早期にネット配信先のご登録をお願いいたします。

なお、ネット配信を希望されない事業所様は、当協会のホームページに過去1年分を掲載しておりますのでご覧くださいませようお願いいたします。

ネット配信先はホームページから簡単に登録できます！

登録の方法等がご不明の場合は、当協会へお問合せください。



カレンダー無償配布のご案内

2026年版のカレンダー（B5版・28頁）を社会保険協会の会員事業所（本年度の協会費を納付されている事業所に限ります。）へ無償で配布いたします。
部数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

配布部数 一事業所3部以内 **配布時期** 11月14日（金） **申込期限** 12月上旬の予定

申込方法 このページをコピーしていただき、下記の申込書にご記入のうえ、
FAXで（一財）鳥取県社会保険協会へお申し込みください。

FAX番号 **0857-30-7133**



「カレンダー」申込書	【事業所整理記号】				
	【事業所所在地】	〒			
	【事業所名称】				
	【担当者名】				
	【電話番号】				
	【希望部数】	1部	2部	3部	※○で囲んでください

第26回 鳥取地区 イイキ健康づくり ボウリング大会の結果

9月17日（水）、鳥取スターボウルにおいて28名の参加により開催し、結果は次のとおりでした。

優勝 田中美輝夫【日 段（株）】
準優勝 有岡 充【永興電業（株）】
第3位 小山 達也【山野商事（株）】



第40回 米子地区 イイキ健康づくり ゴルフ大会の結果

9月28日（日）、大山平原ゴルフクラブにおいて46名の参加により開催し、結果は次のとおりでした。

優勝 今出 上【（株）エスジーズ】
準優勝 石崎 博一【山陰興発（株）】
第3位 片山 博臣【（株）山陰放送】

